

新型コロナウイルス感染症

緊急対策の主な取組み

感染症対策に伴い、地域における経済活動などの自粛が要請され、町民生活に大きな影響が及んでおり、その対策が急務であることから、「感染症の拡大防止と町民の健康維持」、「町民の安定的な生活の確保」、「町内事業者の経済活動の維持」とする緊急対策を取りまとめ推進します。

感染症の拡大防止と 町民の健康維持

(1) 施設等における感染防止
対策
学校をはじめ社会福祉施設等の運営を維持するため、感染防止対策としてマスクやアルコール消毒液等を配布します。
※小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、高齢者施設、障がい者施設等のほか、公共施設や避難所等への衛生物品を配備します。

(2) 母子保健事業における感染防止
対策
各種乳幼児健診時の感染防止対策として、集団健診から個別健診への一部転換を行うとともに

(3) 高齢者の介護予防支援
自宅で過ごす高齢の方々へ、家庭でできるフレイル予防等のリーフレットを作成・配布し、継続した支援を行います。

(4) 町民の衛生活動支援
除菌効果の高い次亜塩素酸水を希望する町民に配布するため、次亜塩素酸水生成器を購入します。

(5) 多様な手段による情報発信
感染症に関する情報をホームページや防災行政無線、防災・行政ナビ（スマートフォンアプリ）、広報掲示板等を活用し町民への迅速な発信を行います。

町民の 安定的な生活の確保

(6) 小学校の給食費補助
小学校に通う児童の給食費を補助します。

(7) 就学援助対象世帯（準要保護）の昼食費用支援
休校期間中は給食が実施されないため、各家庭での昼食費の負担が生じていることから、給食費相当額を支給します。

(8) 高齢者等の見守り支援
日常の地域福祉活動を継続して、高齢者の見守りを支援します。

(2) 放課後児童クラブの保育料支援
放課後児童クラブの保育料の一部を支援します。

(3) 保育園の給食費補助
公立・私立の認可保育園及び認定こども園（保育部分）の3歳児以上の園児を対象に、給食費を日割りにより還付するため一人当たり一ヶ月4,500円を上限に施設に対し補助します。

(4) 保育料の支援
公立・私立の認可保育園及び認定こども園（保育部分）、町が認可している地域型保育事業所の0～2歳児の園児を対象に保育料の一部を支援します。

(2) 事業所賃借料相当額の補助
売上が著しく減少した小規模事業者等を対象に、一定期間、事業所賃借料相当額を補助します。（上限額10万円／月×3か月）

(3) 中小企業者等の経営支援
町内の中小企業者等が抱える課題を解決するため、町が大磯町商工会、中南信用金庫、横浜銀行と締結した4者連携協定の枠組みを活用し、経営相談や支援を行います。



町内事業者の支援について、詳しくは4ページをご覧ください。

町内事業者の 経済活動の維持

(1) 融資制度を利用する事業者等への支援拡充
中小企業金融対策資金融資制度等を利用した事業者の、融資に対する支払利子の全額補助（5年間）及び、県信用保証会に支払う信用保証料を、全額補助（限度額50万円）に拡充します。

緊急対策の財源

主に財政調整基金を取り崩し対応するほか、町長・副町長・教育長の給与を削減し財源に充てることとしています。